

千歳市消防本部 Eメール119番ご利用案内

千歳市では、平成23年4月1日から電子メールによる119番通報の受け付け「Eメール119番」を開始します。

登録をご希望される方は、次の内容を必ずご覧になったうえで登録をお願いいたします。

1 「Eメール119番」とは

聴覚や音声、言語機能に障がいなどで会話による119番通報が困難な方は、携帯電話やパソコンからの電子メールを利用した通報で、千歳市内での救急車や消防車の要請ができます。

2 ご利用できる方は

事前に登録をされたアドレスに限り利用できる「登録制」とし、登録は聴覚や音声、言語機能に障がいのある方のうち、千歳市内に居住している方か千歳市内に通勤・通学している方に限らせていただきます。

3 利用条件

- (1) 事前に登録されたアドレスに限り、千歳市内での救急車や消防車の要請に利用することができます。
- (2) 利用できるメールは、インターネットを使用する電子メールで、携帯電話のショートメール等の簡易メールでは利用できません。
- (3) 一般のメールサービスを利用していますので、まれにメールの遅延や消失してしまうことがあります。メール送信後に消防から返信メールがない場合は、通報メールが届いていない可能性がありますので、他の手段により通報してください。
- (4) メールには日本語を用い、外国語や絵文字などは使用しないでください。また、画像の添付やその他特別なアプリケーションソフトには対応していませんので、使用しないでください。
- (5) 通報にかかる通信利用料、プロバイダ利用料等は、利用者負担となります。
- (6) 迷惑メールの受信防止等で、メールの着信拒否設定をされている方は、登録前に着信拒否設定を解除してください。
- (7) Eメール119番通報専用アドレスは緊急通報専用ですので、他の方に教えないでください。
- (8) 住所、アドレス等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。
- (9) メールでの通報は、緊急時の救急車、消防車の要請に限りご利用になれますので、緊急時以外での問い合わせ等には使用しないでください。
- (10) @の直前に、「.」（ドット）があるアドレス、特殊記号が含まれるアドレスは登録ができませんので注意してください。

※「/」（スラッシュ）、「?」（クエスチョンマーク）、「.」（ドットが連続）など

4 登録手続きについて

Eメール119番登録（内容変更・登録抹消）申込書を記入し、持参又は郵送で申込み後、登録手続きが完了しましたら、消防本部から文書で登録完了の通知をいたします。

テストメールの確認後、利用開始をお知らせいたします。

（Eメール119番通報専用アドレスを忘れないよう、携帯電話等に登録してください。）

5 変更、登録抹消手続きについて

Eメール119番登録（内容変更・登録抹消）申込書の必要事項を記入し、持参又は郵送で提出後、手続きが完了しましたら、消防本部から登録メールアドレスに内容変更、登録抹消完了の通知をいたします。

6 通報要領について

(1) Eメール119番通報専用アドレスへ送信して、消防本部へ通報してください。

【通報例】

救急（火災）
千歳市東雲町4丁目1-7
消防マンション 201号
〇〇 〇〇（名前）△△歳
下腹部が痛くて動けない
（調理中、天ぷら油に火がついた）

「火災」、「救急」などを件名又は本文に入力します。

要請場所の住所や内容をわかりやすく、外出先では目標となるものを入力します。

また、付与された登録番号を用いることで、通報時の入力を簡略することもできます。

(2) 消防で通報メールを確認したら、返信メールが送られてきます。

「こちらは千歳消防です。救急車（消防車）が向かいました」などのメールが届きましたら、安全な場所で到着を待ってください。

メール送信後に消防から返信メールがない場合は、通報メールが届いていない可能性がありますので、他の手段により通報してください。

7 登録データの管理について

(1) 登録された個人情報は、Eメール119番に関する業務のみで使用し、それ以外の目的には使用しません。

(2) 救急車や消防車の出動のために必要と判断した場合は、登録されている緊急時の連絡先に連絡し、協力をお願いする場合があります。

【お問い合わせ先】

千歳市消防本部 警防課 〒066-0042 千歳市東雲町4丁目1-7
メールアドレス shobokeyibo@city.chitose.hokkaido.jp
FAX 0123-22-8850 電話 0123-23-0320

※登録申込書は、お近くの消防署各出張所でも受け付けいたします。